

「本庄市総合振興計画（案）」に対する意見と市の考え方

1. 意見等の募集期間 令和4年9月5日（月）～令和4年10月4日（火）
2. 意見等の受付人数 2人 42件（提出方法の内訳：持参1人、電子メール1人）
3. 提出された意見と市の考え方

（1）計画全般に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
1	-	<p>【全般】</p> <p>前回からの変化をどのように評価したのかが分からない。反省ないところに進歩はないが、どのように努力し、どのくらい達成し、どこが問題なのか分からない。大手民間企業ならやり直しというレベルである。</p> <p>定量的に評価しているのは良いが、今後の改善視点が全く分からない。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、本市の人口動態や社会経済情勢、生活環境、財政状況等について「本庄市総合振興計画後期基本計画策定に向けた基礎調査報告書」としてまとめ、現状の把握に努めました。この内容は、本庄市総合振興計画審議会（以下「審議会」といいます。）にて報告するとともに、これを踏まえて本計画の検討作業を進めてきました。</p> <p>また、成果指標の設定にあたっては、前期基本計画期間における各数値の推移を踏まえ、新たな成果指標の検討を行いました。</p>
2	-	<p>【全般】</p> <p>これだけの資料をまとめるのに相当な人、モノ、金が掛かっている。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、様々な面からの検討や慎重な審議が必要であると考えています。このため、政策大綱毎の庁内専門部会、庁内策定委員会で検討作業を進めるとともに、審議会でご審議をいただきながら、策定作業を進めているところです。</p>
3	-	<p>【全般】</p> <p>「意見対応録」を読んだが言葉の遊び論議が多く、本質論議になっていない。</p>	<p>ご指摘の「意見対応録」は、審議会資料として市ホームページで公表している「第〇回本庄市総合振興計画審議会意見対応について」のことかと存じますが、審議会での委員の皆さまからのご意見に対する対応をまとめたものです。審議会では、文章表現を含め、内容に関して多岐に渡るご意見をいただいております。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
4	-	<p>【全般】</p> <p>市民等によく理解してもらい、かつ、誤解を生じさせないために(*)を付けた用語は、パブリックコメントを求める際に用語集としてまとめ、同時に掲載して下さい。</p> <p>このことは物事の工程管理上、最終日程から遡り、いつ何を行えばより効率的・効果的に遂行できるかということにつながります。</p> <p>このことは審議会等に上程資料が十分な時間を配慮されて配布される事、及び、審議会日程等にも通用することと思います。少なくとも、自分が過去に関わった審議会等ではそのような経験をした記憶があります。</p>	<p>今後のパブリックコメントの実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
5	-	<p>【全般】</p> <p>(*)を付ける用語の基準を設けて下さい。</p> <p>例えば、業界および専門分野に属する人以外には分かり難い用語、もしくは、本庄市総合振興計画を含む各計画の庁内検討委員以外の職員には市民への説明が難しいと思われる用語。</p> <p>5頁 3 デジタル化とグローバル化の進展 4行目「DX」には(*)付けられていないが、文脈上は「デジタル化」と推察できるものの、二行目に「デジタル化」の記載があるのでその部分にデジタル化 (DX)とするのも一つの手段と思います。</p>	<p>本計画中で「※」を付している用語は、資料編として用語解説を加える予定のものです。</p> <p>一般的に認知が低いと思われる用語や専門用語等について用語解説を加える予定ですが、経年変化等により用語としての認知が進むことも考えられるため、明確な一律の基準を設けることは困難であると考えています。</p>
6	-	<p>【全般】</p> <p>ルビについては、前期計画と同様な水準とし、人物には付けていただきたいと思えます。</p> <p>また、後期基本計画の中ではルビの付け方を統一して下さい。(8頁・58頁 叢書と 47頁 狭間)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、前期基本計画において付されていた「ふりがな」については、本計画においても同様の水準とします。</p> <p>なお、「ふりがな」の付し方については統一を図ります。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
7	-	<p>【全般】 本庄市総合振興計画は本市の最上位となる計画であるので、他の計画との整合性をとって下さい。本審議会に上程された序論(素案)10頁では、「市内には7つの高等学校」と記載され、ほぼ並行して開催された本庄市都市計画審議会に上程された第1章 基礎調査 2.本庄市の概況 43頁では、「高等学校が6校立地しており」と記載されていました。</p> <p>しかし、このパブリックコメント時の10頁では、「6つの高校」と記載され、内訳の1校として、児玉高等学校(*)が記載されています。この学校名は(*)がつけられていますので、後日、説明があると思いますが、この時点では正しい学校名称であるのか否かは分かりません。</p>	<p>「7つの高等学校」とは、本年6月時点で市内に所在する高等学校の実数を表したものです。一方、都市計画審議会の資料では、本市の特性について、学校教育法に基づく高等学校の数を用いて周辺市との比較を行っているため「6つの高校」と記載しているものです。(出典：統計でみる市町村のすがた 2019(総務省))</p> <p>なお、本年7月に、埼玉県より、児玉高等学校と児玉白楊高等学校を統合し、新たな児玉高等学校として設置することが発表されたことから、本計画においてもこの内容を反映し「6つの高等学校」として記載を改めたものです。</p>
8	-	<p>【全般】 前期基本計画同様に、各施策に関連した計画(関連計画)はパブリックコメント時にも記載して頂きたい事項です。</p>	<p>今後のパブリックコメントの実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
9	-	<p>【全般】 審議会等に上程される書類・資料等は庁内検討委員会及び上位管理職によって、十分に検討された結果を反映したものを期待します。</p>	<p>審議会では、政策大綱毎の庁内専門部会、庁内策定委員会での検討を経た資料をご審議いただいています。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
10	-	<p>【全般】 市の最上位計画となる総合振興計画に携わる庁内検討委員会の職員、及び、その上位管理職に対し、一般的な業務遂行への要望を下記いたします。 地方自治法と地方公務員法に基づいている市役所には審議会等に上程される書類、及び庁内で公文書類として扱われている書類等は上位管理職の指示とまではいかないまでも、指導、指摘等により、組織としての規律が保たれていることを期待しています。 市役所の職員・組織には地域のリーダー群として相応しい水準を保持していただき度、ご参考までに市役所としての職務遂行及び、規律として、不適切と思われる事案を添付いたします。 庁内検討委員会及び上位管理職はこれら過去の事案を自戒し、業務の改善にご尽力下さい。</p> <p>(1)例規集 本庄市職務分担規程(平成 18 年合併時以降数年間放置) 本庄市副市長公舎管理規則(制定時の内容は上位法に抵触)</p> <p>(2)内部文書関連 事務引継省・本庄市社会福祉協議会長宛・工事完成検査調書(役職名に様) 事務引継書(「事務局長は・・・プロパー職員」という表現に社会通念上違和感) 会議録(題名・開催時間等、年度・担当者により表記がマチマチ)</p> <p>(3)審議会関連 本庄市行政改革審議会の運営方法(年度・担当者により基準が変更)</p> <p>(4)公文書公開請求書関連 補助金交付申請書(個人情報の黒塗りが不徹底)</p> <p><次ページへ続く></p>	<p>ご意見として承ります。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
10	-	<p><前ページからの続き></p> <p>上記の類は市役所内の他の文書にも散見されており「ハインリッヒの法則」によれば、重大な事故につながる懸念が示唆されていました。</p> <p>この重大な事故に相当するか否かは、本庄市総合振興計画の庁内検討委員会、及び、上位管理職の判断に委ねますが、三つの事例を紹介いたします。</p> <p>(1)本庄駅北口周辺整備基本計画</p> <p>この計画はパブリックコメントを通し、基本計画が作成され公開されましたが、ごく最近まではこの計画内に掲載されていた地図に出典の記載がなされていませんでした。</p> <p>市の各種計画及び文書等には市役所(コンサルタントを含む)自らが作成した文章・地図統計資料等以外には引用・出典を明示することを要望いたします。なお、場合によっては時点の記載も必要と思います。</p> <p>(2)LED化に伴う和解</p> <p>この事案は議会上程資料及び公文書公開請求書により入手した資料等から分析すると、地方自治法及び地方公務員法に照らし、地方公共団体としての市役所として、職員・組織は不適切な業務遂行を行ったのではと思います。市役所は防犯灯の所有者・管理者である自治会の代理者として、より善管注意義務が求められている職務にも関わらず注意を怠り、かつ和解作成に至るまでの経緯にも業務知識の欠如と思われる事項がありました。</p> <p>その後、修正後の和解作成直後に和解では分割払いとなっていた金額を含め、全額が突如支払われたことにも違和感を抱きました。</p> <p>この事案は計画・施策・事業立案は高く評価に値するものの、事務遂行段階で適切な工程管理に伴う完成検査が順守されず、結果として、東京電力エナジーパートナー(株)に所定の期日までに電気容量の変更手続きが完了せず、自治会防犯灯の電気料金が7百万円超余分に支払われたことになりました。</p> <p><次ページへ続く></p>	<p>ご意見として承ります。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
10	-	<p><前ページからの続き></p> <p>この契約の履行条件が電気契約容量の変更とLED電球の交換にあることは自明であり、「軽易な手直し」という判断の下、検査を合格にしたことに重大な瑕疵があったと思います。</p> <p>(3)五歳児事件</p> <p>昨年9月に市民からの通報により、十分な調査が可能であったと推察されますが、最悪の事態となった事は遺憾なことです。</p> <p>総合振興計画(前期基本計画)の政策連携プラン「1本庄版ネウボラプラン～子どもが輝く未来を描く～」の政策実行として、また、第2期本庄市地域福祉計画「ふくしの杜ほんじょうプラン21」の「自助・共助・公助」の観点から、また、厚生労働省の「我が事・丸ごと」の観点から、市役所の業務遂行を含む関係者のかかわり方を十分に検証することが求められており、現在進行中であるので、その報告を期待しています。</p> <p>このような事件発生で「我が事・丸ごと」が市役所内で、「自助・共助・公助」が地域内で機能していないと想定したら、福祉の増進は図れないと思います。</p> <p>最後に、市役所として「文章は必要かつ十分な記載」に意を尽くし、「業務の遂行は少し真面目に、もっともっと勉強」して、「見ざる聞かざる言わざる」が常態化されることなく、規律ある組織になると共に、地方自治法による「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ること」に邁進していただきたいと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
11	1, 27, 34 ~ 110	<p>【全般】</p> <p>前期基本計画の PDCA サイクルが検証できるように、資料編として掲載して下さい。</p> <p>また、後期の対象成果指標について、各分野別に前期との比較に言及して下さい。</p> <p>各成果指標と比較できる計数(国・県・他市等)を参考までに取り入れて下さい。</p> <p>PDCA サイクルについて 前期成果指標との比較</p>	<p>前期基本計画における各施策の取組や成果指標の推移については、本計画の策定にあたり検証を行い、その結果を資料「総合振興計画後期基本計画成果指標について」としてまとめ、審議会にて報告するとともに、市ホームページで内容を公開しています。</p> <p>また、各成果指標のうち、国や県の数値との比較が有効と思われるものは、それを成果指標として設定しています(49 ページ「教育文化分野 1.確かな学力と自立する力の育成」)が、ご意見を踏まえ、現状を示す資料として計画内への掲載を検討します。</p>

(2) 第1部 序論 に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
12	8	<p>【(2)歴史環境】</p> <p>児玉郡を構成する近隣の上里町・神川町・美里町との関係も記述して下さい。</p>	<p>ここでは、本市の概況として、本市の歴史環境について記載しています。</p>
13	9, 14	<p>【9 ページ ①総人口・世帯数の推移、14 ページ⑩外国人人口の推移】</p> <p>参考計数として、直近(例えば、令和4年4月1日現在)の人口・世帯数(本庄市発表による)を併記して下さい。</p> <p>外国人人口の推移も同様に併記して下さい。</p>	<p>ここでは、5年毎に国が実施している国勢調査の結果について、過去からの推移を比較可能な形で掲載しているものです。直近の人口動態については、外国人人口を含め、14 ページ「⑩人口動態」で記載しています。</p>
14	10	<p>【④6つの高等学校と生徒の居住地】</p> <p>ここで、「市調査によると、市内在住の生徒の割合は全体の2割程度となっています。」と記載されていますが、そもそも、市内在住の高校生対象人数が何人で、高校の生徒枠数が何人なのかが分からないと、意味のない計数表示となってしまいます。記載した意味を少し補足して下さい。</p>	<p>本市の特長でもある高等学校数の多さに関連し、市外在住の生徒の割合が高いことを表す表現として記載したのですが、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「本市に所在する高等学校に通学する生徒数は4,802人(出典：令和3年度学校基本調査)ですが、市調査によると、市内在住の生徒の割合は全体の2割程度となっており、市外から多くの生徒が通学している状況です。」</p>
15	15	<p>【(1)まちづくり市民アンケート】</p> <p>アンケート対象3,000人の年代別構成比、及び、有効回収数の年代別構成比を掲載すると市民の関心度が分析可能になると思います。定住意向などにも年代別構成が反映されると良いと思いますので、資料編として掲載することを検討して下さい。</p>	<p>ご指摘の通り、アンケート結果を分析する際には年代等の属性別に見ることが重要であると考えており、年代・居住地区等を主としたクロス集計を行った上で結果の解釈を進めてきました。こうした分析結果は、別途「本庄市総合振興計画策定に向けたアンケート調査報告書」としてまとめ、審議会に報告するとともに、市ホームページに掲載しています。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
16	17	<p>【3.まちづくりの主要課題】 外国人との関わり合いについて記述して下さい。</p>	<p>外国人人口の推移については、14 ページ「⑩外国人人口の推移」に記載している通り、増加傾向にあります。外国人住民等、多文化共生社会の実現については、92 ページ市民生活分野 2.人権を尊重する社会の実現に記載しています。</p>
17	17	<p>【(2)次代を担う人材の育成】 「連携」・「協働」という用語が使用されていますが、<55 頁の現況と課題>に使用されている「協力」・「提携」・「協働」という用語の意味と整合性がとれているか検討して下さい。 「協力」・「協働」・「連携」・「提携」という用語は各種計画で使用されるので、使用方法について統一化を望みます。</p>	<p>本計画においては、ご指摘の 55 ページに限らず「協力」「協働」「連携」という語を多く使用しておりますが、「提携」という語は使用しておりません。ご指摘の語については、現時点では統一基準を要する程は混用による問題が生じていないと考えていますが、頂いたご意見は今後の統一基準の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
18	18	<p>【(5)シティプロモーションの変化】 「本市には、中山道最大の宿場町「本庄宿」としての繁栄や、江戸時代から盛んだった養蚕業を基盤とする明治以降の蚕糸業の興隆など、市民の誇れる歴史があります。」とあるが、中山道最大の宿場町という表現は適切でない。これは柴崎起三雄氏が「本庄むかし」の中で江戸時代の「宿村大概帳」（1843 年・天保 14）から引用している。 しかし、このデータを裏付けるものはない。(中略)中山道最大の宿場町ではなく、宿場で区切るのが良い。この指摘は以前にも指摘したが、検討無く漫然として表現している。</p>	<p>「中山道最大の宿場町」という表現は、本市のかつての繁栄の様子を表す表現として使用しているものです。 ご指摘につきましては、ご意見として承ります。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
19	19	<p>【(7)多様性を保障し、自ら取り組むまちづくり】</p> <p>本審議会席上において、女性審議員の構成について苦言がありました。都市計画審議会でも同様な意見がありました。審議会・委員会における女性委員の比率は総計ベースで年度別推移が分かる計数を資料編として掲載して下さい。</p>	<p>ご指摘の審議会・委員会における女性委員の比率については、市民生活分野「2.人権を尊重する社会の実現の成果指標」として掲げており、その推移は、本庄市総合振興計画実施計画で把握しています。</p> <p>なお、女性委員の比率は、毎年、埼玉県から調査があり、埼玉県のホームページで市町村ごとの数値が公表されています。</p>
20	19	<p>【(8)より安全に暮らせるまちづくり】</p> <p>冬期間中は火災発生件数が気になりますので言及して下さい。</p>	<p>ご指摘のとおり、冬期は火災発生が増える傾向にありますが、火災に関する記述は当該箇所には馴染まないため、原案のとおりとします。</p>
21	19	<p>【(9)時代の要請に即した行政経営】</p> <p>財政調整基金を含む基金残高に言及して下さい。</p>	<p>ここでは、「時代の要請に即した行政経営」として、今後も厳しい財政状況が想定される中で、ICTの活用やデジタル化等によるサービス向上や効率的な行政経営の必要性について記載しています。</p> <p>計画的な財政運営については、109ページ「行財政経営分野 5.自主性・自立性の高い財政運営の確立」に記載しています。</p>

(3) 第2部 基本構想 に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
22	21	<p>【2.本庄市の将来像】 「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」に関して、「～世のため、後の為～」はスローガンとして分かりやすく、共感と満足感を得る効果が期待できます。しかしながら、前段の「歴史と教育」は前期基本計画が終わり、後期基本計画へと移行する現在においても、市民の共感と満足感が得られているかは推し量れません。コロナ禍の影響はあるものの、「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄」は見直しを行うか、成果指標で共感及び満足感が推し量れるようにして下さい。</p>	<p>本市の将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を含む基本構想は、基本計画の指針としての役割を果たすものです。この基本構想については、前期基本計画策定時の平成30年に、市議会での議決を経て、令和9年度までの10年間を計画期間として定めたものであることから、見直しを行わないものです。</p>
23	25	<p>【第3章 政策大綱】 前期基本計画の中では、上記タイトルと図の間に説明文が記載されていましたが、この後期基本計画では削除されていますが如何なものでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。以下のとおり、前期基本計画と同様に文言を追加します。 「将来像実現に向けた政策の柱である「政策大綱」を次のように定め、本市の特長を活かし、市民みんなでまちづくりを推進します。」</p>

(4) 第3部 後期基本計画 序章 に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
24	28 ～ 29	<p>【4.本庄市のまちづくりと SDGs】 特に SDGs について論議されていない。今後の行政は SDGs への取り組み姿勢で成否が決まる。 「同規模の自治体の中で“SDGs 先進度”が1位」と表現されているが、調査の方法や信頼度、規模など不透明で信じられない表現である。再検討が必要と考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けた取組を推進することは、持続可能なまちづくりに取り組む上で重要なものであると認識しており、本計画の策定にあたっては、この SDGs の考え方を取り入れたところです。 また、29 ページ下部に記載の「同規模の自治体の中で“SDGs 先進度”が1位」とは、民間調査(日本経済新聞社の日経グローバル「第1回全国市区サステイナブル度・SDGs 先進度調査(平成31年1月)」)の人口5万人以上10万人未満の人口規模別ランキングにおいて、本市が全国1位になったものです。この調査では、各自治体の取組について、同じ尺度で評価及び比較を行っているものです。</p>
25	28 ～ 31	<p>【4.本庄市のまちづくりと SDGs】 SDGs と後期基本計画を関連付けした記述は良い着眼点です。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。</p>

(5) 第3部 後期基本計画 第1章 健康福祉分野 に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
26	34	<p>【施策大項目 1 子ども・子育て支援 他】 子育て支援センター(34 頁)、子育て世代包括支援センター(34 頁)、発達教育支援センター「スキップ」(37 頁)、本庄市成年後見サポートセンター(41 頁)、障がい者就労支援センター(45 頁)等法人化されていないとみられる組織について、センター長(責任者)名・構成人数・所在場所を資料編として掲載して下さい。</p>	<p>ご指摘いただいた各施設につきましては、本市の組織において担当課の係となっているものや担当課により市民サービス向上のために開設された施設、また、民間の事業者も包括して総称としている名称もございます。資料編に掲載することにつきましては、それぞれ所管課で担当情報としてご案内しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>
27	34	<p>【施策大項目 1 子ども・子育て支援】 五歳児事件の検証を受け、第 7 章政策連携プラン②本庄版ネウボラプラン～子どもが輝く未来を描く～(112 頁)の進捗状況を記述して下さい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、現況と課題 2 点目を以下のとおり修正します。 「●国を挙げて…(中略)…取り組んでいます。また、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う中で、システムの活用や関係課との会議を通じた情報共有により、連携を深めています。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、子育てイベント等の開催が難しい状況もありますが、保護者が孤立しストレスを抱え込むことがないよう地域で見守り支え合う支援が望まれます。」</p>
28	41	<p>【施策大項目 4 地域福祉の推進】 「本庄市成年後見サポートセンター」の業務範囲を説明して下さい。 また、その業務範囲には成年後見の受任は含まれますか。 含まれない場合には首長申立等の申立件数に対応できる受け皿は用意できていますか。</p>	<p>「本庄市成年後見サポートセンター」の業務は以下のとおりです。 ・成年後見制度に関する広報及び啓発 ・成年後見制度に係る相談及び利用支援 ・成年後見制度に係る機関等との連絡及び調整 ・市民後見人の養成・その他成年後見制度に関し必要な事項 また、成年後見の受任は法人としての業務のためサポートセンターの業務には含まれておりません。市長申立は NPO、行政書士、市社協等に受任いただいております。現在は市民後見人の養成等に取り組んでおります。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
29	42	<p>【3.権利擁護の推進】 埼玉県が既に条例化し、県内市町村にその条例化が進んできている「ケアラ一条例」の制定について、後期基本計画に取り組むことを言及して下さい。</p>	<p>ケアラー・ヤングケアラーの支援については教育、子育て、福祉の分野が連携して行う必要があると考えております。 条例の制定も含め、埼玉県の動向や他市の状況を調査・研究してまいります。</p>
30	47	<p>【施策大項目 7 生活困窮者等の支援】 子ども食堂について言及して下さい。</p>	<p>大項目 1 子ども・子育て支援 5.子育て支援ネットワークの充実の中で「地域で行われる子どもの居場所づくりの活動」に子ども食堂が含まれております。</p>

(6) 第3部 後期基本計画 第2章 教育文化分野 に関するご意見

頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
31	<p>49</p> <p>【施策大項目 1 確かな学力と自立する力の育成】</p> <p>「成果指標」は「現状値」が「これまでの成果」となり「目標値」が「めざす姿の数値」の関係になると考える。即ち「目標値と現状値の差」が課題であり、現状の課題点となる。</p> <p>今回の「現況と課題」では本市では「本庄型授業スタンダード」を柱とした授業改善や学力向上策に全市を上げて取り組んでおり、学力は向上傾向にあります。」とあるが、別の資料（8月23日第5回審議会資料「03(資料3)後期基本計画成果指標について」）を見ると平成29年度から令和3年度までの全国平均値を100とした場合、中学3年生の国語、数学では年度毎に正答率が低くなっている。</p> <p>「学力は向上傾向にあります」とはどの点を指して向上しているのか説明が必要。逆に学力は下がっている。</p> <p>本庄型授業スタンダードが学力を下げ続けているとも言える。</p> <p>中学3年と言えば義務教育の最終段階であり、最も学力と質が向上していなければならない。国語では5年前より2.3点低く全国平均より8.7点低い。数学では5年前より6.1点低く全国平均より12.6点も低く由々しき状態であると判断すべきである。中学教育が非常に問題であり、教育委員会のこれまでの責任は大きい。中学3年時は高等教育の入り口にあたり、この時点での低点は次の段階のプラットホームが出来ていないことになる。人生の扇の要であり、自身の適性を考える時である。その時が既に平均から相当低いことは他校の同級生と周回遅れにあると考える。本庄市は首都圏内でありその首都圏内の学校がこの状態はひどい状態と思われる。</p> <p>現況と課題、取組内容（施策中項目）を見ると美辞麗句、当たり前のことしか書かれていない。目標、達成するための教育委員会、現場の意欲が全く見られない。書き直しが適正である。書き直ししなければ関係者の反論を聞きたい。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は該当年度の小6・中3を対象とした調査であり、正答率の全国平均は年度によって異なっています。令和2年度はコロナ禍により中止でしたが、平成30年度～令和4年度(直近4回)における全国平均を100とした時の本市の推移は次の通りです。</p> <p>小学校国語 (92.5→104.1→96.0→99.1)</p> <p>小学校算数 (91.3→96.5→95.3→95.9)</p> <p>中学校国語 (96.8→96.2→91.3→98.4)</p> <p>中学校数学 (95.6→87.0→87.4→91.6)</p> <p>これらの傾向を踏まえ、「学力は向上傾向にあります」としているものです。また、全校を挙げての授業改善が学力を着実に向上させるための最重要課題であると捉えています。そのため、指導方法の工夫改善を柱として教員の資質能力の向上に努めています。</p> <p>具体的な取組例として、各校の授業研究に学力向上アドバイザー（元文部科学省主任視学官及び元文教大学教授）や県の指導主事等の派遣や、学力調査結果等の分析に基づいた方策を実施・点検・評価・改善を行いながら、授業力向上に取り組んでいます。</p> <p>また、ICT利活用につなげるため、ICT支援員の配置や民間企業から指導者を招聘しての研修を実施するなど、教員の資質能力の向上を図っています。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとします。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
32	49	<p>【施策大項目 1 確かな学力と自立する力の育成】</p> <p>めざす姿として「・自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題解決できる、「確かな学力」が身についています。・学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組んでいます。」とあるが、5年後の姿を表しているならもう少し具体性が欲しい。</p> <p>例えば、「全国学力・学習状況調査の全国平均正答率を100とした時の本市の平均正答率を常に前年度を上回っている。」</p>	<p>成果指標を「全国学力・学習状況調査の全国平均正答率を 100 とした時の本市の平均正答率」とし、具体的な目標（各項目ともに 100%）を定めていることから、原案のとおりとします。</p>
33	49	<p>【施策大項目 1 確かな学力と自立する力の育成】</p> <p>本市は 21 頁に記載されている通り、「歴史と教育」を掲げていますので「学力」についてより具体的に表現して下さい。</p>	<p>学校教育法第 30 条に示されている学力の重要な 3 つの要素（知識及び技能・思考力、判断力、表現力等・主体的に学習に取り組む態度）と共に、文部科学省が示す知・徳・体のバランスのとれた力の総称「生きる力」における「確かな学力」（知識や技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等）の育成を目指します。改めて本市として別に「学力」について示すことはせず、原案のとおりとします。</p>
34	49	<p>【施策大項目 1 確かな学力と自立する力の育成】</p> <p>現況と課題の二番目の●二行目に記載している「確かな学力」とは成果指標に掲げている本市の平均正答率が全国平均正答率となることなのですか。その水準では平均であり「確かな学力」には及ばないと考えています。</p>	<p>「確かな学力」とは上記の通りであり、全国学力・学習状況調査により、児童生徒の「確かな学力」についての状況を見取っています。全国平均正答率を 100 とした時、本市の平均正答率が 100%となることは「確かな学力」の定着と考えますので、原案のとおりとします。</p>
35	51	<p>【施策大項目 2 豊かな心と健やかな体の育成】</p> <p>現況と課題の最初の●「満足度は比較的高い水準にあり」と記載されていますが、「比較的高い水準」の根拠を示してください。</p>	<p>令和 3 年度全国学力・学習状況調査において「学校に行くのは楽しい」と答えている児童生徒の割合の全国平均は小学校で 83.4%、中学校で 81.1%となっています。本市においては、小学校中学校ともに全国平均を超えていることから「満足度は比較的高い水準である」としております。</p>

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
36	52	<p>【3.人権教育の推進】 ヤングケアラー問題について言及して下さい。</p>	<p>ヤングケアラーの支援については教育、子育て、福祉の分野が連携して行う必要があると考えております。 なお、ヤングケアラーにつきましては、健康福祉分野「施策大項目 4 地域福祉の推進 3.権利擁護の推進」の中で示しております。</p>
37	53	<p>【成果指標「学校の支援員等の人数」】 等が付されているので相違があるか否かは分かりませんが、前期基本計画と後期基本計画で構成項目を変更した理由を説明して下さい。</p>	<p>多様化した教育内容や教育方法、教育課題等に対応するために、新たな支援員等を配置したことから、支援員の表記を整理しました。</p>
38	56	<p>【2.早稲田大学との連携強化】 早稲田大学との連携(提携?)事業である「(公財)本庄早稲田国際リサーチパーク」の現況と今後の強化策について教えて下さい。</p>	<p>公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパーク（以下「リサーチパーク」といいます。）は、平成 14 年に産・学・公・地域の連携による学術研究都市づくりや地域産業の振興、地域の発展を目的として設立され、地域産業人材育成、インキュベーション支援、地域連携促進支援等を行っています。今後も、リサーチパークと連携を図り、市民総合大学や子ども大学ほんじょうの講座を開催するなど、産・学・公・地域の連携と交流を促進していきます。</p>

(7) 第3部 後期基本計画 第6章 行財政経営分野 に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
39	103	<p>【成果指標「職員提案制度件数(年間)」</p> <p>「職員提案制度件数(年間) 令和3年度5件」とあるが一人当たりなのか全職員なのか分からない。いずれにしてもゼロと同じある。</p> <p>現在の課題、SDGsは改善活動、提案制度そのものである。この件数に本体のSDGsが1位ではあり得ない。</p> <p>この実績をみても行政改善など全くやっていないと評価されてもしょうがない。反省を含めて表現にすべきである。</p>	<p>職員提案は市民サービスや事務効率の向上、経費の削減等につながる身近な改善や工夫について、職員が個人又はグループで提案できる制度です。ここに記載している「令和3年度5件」につきましては全職員に募集し、応募のあった件数になります。</p> <p>また、この制度とは別に、全庁的な事務改善について組織的に取り組む計画を定めた行政改革制度があります。こちらは、各課から165件の実施計画が提案され、定期的に進捗状況を確認しております。</p> <p>今後もこれらの制度を活用し、職員自らが業務改善や見直しを行うための強い意志を持ちながら、日々の仕事に取り組んでまいります。</p>
40	109	<p>【施策大項目5 自主性・自立性の高い財政運営の確立】</p> <p>財政調整基金を含む基金の運用はこの大項目に欠かせない施策と考えていますので、基金について言及して下さい。</p>	<p>基金については、資料編・主な事業一覧の「6-5.自主性・自立性の高い財政運営の確立」への記載を予定しています。</p>

(8) 第3部 後期基本計画 第7章 政策連携プラン に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
41	111	<p>【第7章 政策連携プラン】</p> <p>政策連携プランの順位を前期基本計画の順位と変えた理由を説明して下さい。</p>	<p>「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄～世のため、後のため～」を将来像として掲げる本市として、塙保己一の遺した言葉を今一度認識し、地域の偉人に敬意を払いつつ、その精神を引き継ぎながら、複雑化、多様化する社会への対応を積極的に行う姿勢を発信するため、「塙保己一プラン」を政策連携プランの最初に掲げることにしました。</p>
42	113	<p>【2.本庄版ネウボラプラン】</p> <p>後述しますが、五歳児事件等への検証が可能な形で取組を進めて下さい。 <後述部分抜粋></p> <p>昨年9月に市民からの通報により、十分な調査が可能であったと推察されますが、最悪の事態となった事は遺憾なことです。</p> <p>総合振興計画(前期基本計画)の政策連携プラン「1 本庄版ネウボラプラン～子どもが輝く未来を描く～」の政策実行として、また、第2期本庄市地域福祉計画「ふくしの杜ほんじょうプラン21」の「自助・共助・公助」の観点から、また、厚生労働省の「我が事・丸ごと」の観点から、市役所の業務遂行を含む関係者のかかわり方を十分に検証することが求められており、現在進行中であるので、その報告を期待しています。</p> <p>このような事件発生で「我が事・丸ごと」が市役所内で、「自助・共助・公助」が地域内で機能していないと想定したら、福祉の増進は図れないと思います。</p>	<p>現在、5歳児死亡事例に関して、検証を行っております。今後同様な事件が二度とあってはならないという思いでおり、検証結果を受けた必要な取組は、可能な限り全力で進めてまいります。</p>